

「茨城県青少年のための環境整備条例」が全面改正され、 「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」

になりました。

平成22年4月1日施行

青少年の健全育成等の推進に向けて、
県民の皆様の御理解と御協力をお願いします。



改正条例の概要

【旧条例】

- 青少年の環境整備
(規制が主)

全面改正

【改正条例】

- 青少年の健全育成
- 若者の活動の支援
- 青少年の環境整備

※「青少年」：概ね18歳未満の者を想定（ただし、罰則等を伴う条文においては、18歳未満の者と規定）

※「若者」：概ね18歳以上概ね30歳未満の者を想定

※「若者の活動」：身近な地域の行事や地域の防犯・防災に関わる活動、ボランティア活動など

主な改正点

青少年の健全育成の充実と若者の活動の支援の創設

- ◆ 前文の新設・条例の目的の見直し
- ◆ 基本理念の新設
 - 青少年の健全育成及び若者の活動の支援のあるべき姿勢を明示
 - 県、県民、保護者、青少年育成者、事業者が相互に連携し一体的に推進
- ◆ 関係者の責務等の新設・見直し
 - 保護者、青少年育成者の責務を新設・県、県民、事業者の責務を見直し
 - 保護者の責務：青少年の健全育成にあたり最も責任があることを自覚し、青少年を監護・教育
 - 県民の責務：青少年のための良好な環境の整備・若者の活動の積極的な支援
 - 青少年及び若者の努力を新設



青少年の環境整備の見直し

- ◆ 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為に対する規制の新設・見直し
- ◆ 罰則の新設・強化
- ◆ 「青少年」の年齢の下限を小学校就学始期から0歳に引き下げ

条例に関するお問い合わせは

茨城県知事公室女性青少年課
電話：029-301-2183
FAX：029-301-2189
E-mail：josei2@pref.ibaraki.lg.jp

詳細は、県女性青少年課ホームページに掲載されていますので、是非、御覧ください。

茨城県女性青少年課

検索

Click!

○ 深夜(夜11時から翌朝4時)に青少年を外出させないようにしましょう。

青少年の深夜外出は、非行や犯罪被害につながりやすく、たいへん危険です。

- ◆ 保護者は、深夜に子どもを外出させないように努めなければなりません。
- ◆ 誰でも、保護者の承認を受けずに、深夜に青少年を連れ出したりしてはいけません。

【罰則】 青少年の連れ出しなどの違反をした場合：30万円以下の罰金



○ 深夜に青少年を入場させてはいけないお店があります。

映画館、カラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェは、深夜に青少年を入場させてはいけないことになっています。

【罰則】 お店が深夜に青少年を入場させた場合：30万円以下の罰金

○ 青少年の非行を助長してはいけません。

「もう高校生なんだから…」などと言い、

親戚の青少年にビールを飲むよう勧めた → 条例違反です！

誰でも、青少年に対し、次の行為を行うよう勧誘したり、強要したりして、青少年の非行や不良行為を助長してはいけません。

- わいせつ行為
- 暴行、恐喝、窃盗、器物損壊、監禁等
- 家出
- 飲酒、喫煙
- 覚せい剤等の薬物の使用 など



【罰則】 違反した場合：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

○ 青少年の入れ墨は禁止されています。

誰でも、青少年に対し、入れ墨をしたり、させてはいけません。

青少年が一時的な好奇心により、入れ墨を施すと、プールなどへの入場を禁止されたり、就職や結婚等へ悪影響が出たりして、後悔するおそれがあります。また、器具から感染症にかかる危険性があります。

※ 条例で規定する入れ墨には、右のようなタトゥーと言われるものも含まれます。



【罰則】 違反した場合：50万円以下の罰金

○ 青少年をインターネット上の有害情報から守りましょう。

〈青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律〉

青少年がインターネットを安全・安心に利用できるようにするために、事業者や保護者に対して次のことが求められています。

◆ 事業者

- 青少年が携帯電話などでインターネットを利用する場合には、フィルタリングサービス(※)を設定しなければなりません。(但し、保護者の申出がある場合を除く。)

※ フィルタリングサービス：有害なウェブサイトを青少年に見せないように制限するサービス

◆ 保護者

- 青少年が利用する携帯電話などを購入する場合、その旨を事業者に申し出なければなりません。
- パソコンや携帯電話、携帯ゲーム機、インターネット対応テレビなどを使って青少年がインターネットを利用する場合には、フィルタリングソフトを利用するなど適切に管理しなければなりません。

